



ふじさわだより

共同募金会藤沢市支会

〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 市役所分庁舎1階
(社福)藤沢市社会福祉協議会内
TEL.0466(50)3525 FAX.0466(26)6978

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

共同募金PR大使
野毛山動物園の
ミナミコアリクイ
「ムム」



昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。あたたかいご支援ありがとうございました。

令和6年度共同募金寄付金総額 **32,251,366円**

寄付金総額は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

赤い羽根募金
21,236,115円の
つかいみち

年末たすけあい募金
11,015,251円の
つかいみち

◎市内の社会福祉施設・団体 3,540,000円
高谷保育園、第2木曜クラブ、第1藤沢ひまわり

◎市内の在宅福祉団体 2,000,000円
藤沢ほーむへるぷ、藤沢家事介護W.Co. えんじょい、
(特)ぐるーぶ藤、(特)シニアライフセラピー研究所、
訪問ボランティアナースの会キャンナス、
(特)W.Coほっと舎アルク、W.Co.クックふじさわ、
移動サービスW.Co.らら・むーぶ藤沢

◎県内の福祉施設・団体 9,803,946円

◎市社会福祉協議会の事業費 5,892,169円

◎低所得世帯に対する年末・夏期見舞金の支給事業 6,215,251円

◎地域活動支援センターⅢ型(5施設) 350,000円

◎学童等援護事業 1,200,000円

◎地域福祉事業への助成等 1,100,000円

◎地区社会福祉協議会への助成 2,150,000円

『明治地区みんなの居場所食堂事業』

2025年4月から毎月第3土曜日に明治市民センターの調理室において、こどもと一緒に食育・調理実習を基本とした『こども食堂』を始めました。コロナ以前より明治市民センター文化室で開催されていた、三者連携事業みんなの居場所づくりのメンバーの「食の居場所づくり」も考えたいから動き出し、他の施設の見学や保健所に衛生管理の相談に行くなど開始までにかなりの時間が必要でした。スタッフの確保は？食材をどうするの？こどもたちは来てくれるの？という悩みの尽きませんが、市民センターや地域の皆さまのご協力や赤い羽根共同募金からの助成金を活用させて頂くことで、今は楽しく活動をさせて頂いております。今後もこどもたちの笑顔の為に頑張ります！本当にありがとうございました！



社会福祉協議会では、共同募金配分金を
次のような事業で活用しています。

- ①ボランティアセンター運営事業
- ②地域福祉活動計画推進事業
- ③広報事業 ④地区社協助成事業
- ⑤社会福祉大会 ⑥運営事務費等



寄付金が配分されるまで



4月中旬～6月末



10月1日～12月末



11月～翌年2月末



3月中旬



4月～



10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは

「つながりをたやさない社会づくり」

です。

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。



★江ノ電
★湘南モノレール
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！



共同募金って
なに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



共同募金って
何に
使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

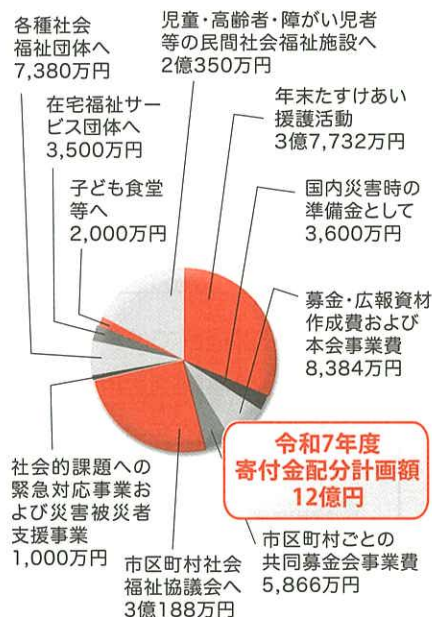
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。



募金なのに、
どうして目標額が
あるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は
12億円」

税制の特典があります！

◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。

◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

●共同募金の使途は、「はねと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>

●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階

電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

